

障がい者雇用でお困りのことありませんか？

民間企業の法定雇用率は **2.3%** です。

従業員を 43.5 人以上雇用している事業主は、障がい者を 1 人以上雇用しなければなりません。

「社会福祉法人たまん福社会」では、障がい者の雇用促進を図った事業を展開しており、障がいを持った方を雇用へ「つなげる」・雇用を「継続させる」お手伝いをさせて頂いております。

企業様

障がい者雇用を今から行う企業様



就労移行支援事業

最長 2 年間

ビジネスマナー訓練、集団活動訓練、企業実習などを行っており、就労準備が整った利用者やその業種に興味がある利用者を実習から就職へつなげています。製造業、食品加工業、介護施設などの様々な業種へ就職されています。

※助成金が活用できる場合があります。

就職

フォロー期間

6 ヶ月間

障がい者雇用を行っている企業様



就労定着支援事業

最長 3 年間

こんな事はありませんか？
遅刻や欠勤が多くて困っている。
コミュニケーションに困っている。
体調管理が上手くできず仕事に支障をきたす。(睡眠不足など)

※就労移行支援やB型等、障害福祉サービスを利用して就職された方が対象です。

》 **企業様は、無料でご利用になれます。**

社会福祉法人たまん福社会

就労支援センターたまん

就労生活支援センターココイロ

〒901-0362

沖縄県糸満市字真栄里 857 番地

TEL098-995-1992 FAX098-995-1310

E-mail info@taman.or.jp